

02 子育て世帯への臨時特別給付金について

子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時給付金を支給します。養育する方の状況により受給方法が異なりますのでご注意ください。

【対象児童】

平成15年4月2日~令和4年3月31日までに生まれた児童 【支給額】

対象児童一人当たり10万円(現金一括給付)

【支給対象者】

対象児童を養育する方で、児童手当の受給の要件を満たす方(所得制限限度額以内の方) 【申請方法】

①公務員以外の方で、児童手当を受給している方

児童手当支給口座に臨時給付金を振込します。 (申請不要)

【申請期間】

1月4日(火)~3月31日(木)まで

詳しくは、市HPをご覧ください。

▶子育て支援課 ☎23-3513

②新生児、高校生など(※)を養育している方および、公務員の方で、児童手当を受給している方 ※高校生などとは、平成15年4月2日~平成18年4月1日までに生まれた児童のこと

市から郵送する申請書に必要事項を記載し、返送してください。



◀市HF

04 田原市女性防火クラブに参加してみませんか?

女性防火クラブは、『自分の家庭は自分で守る!』 を合言葉に、一般家庭からの出火防止や被害軽減を 図ることや、地域に防火思想を普及することを目的 に結成されたボランティア団体です。

クラブはボランティア団体なので、 参加できる時に、参加できる行事に、 気軽に参加できます。入会の条件も特 にありません。



【活動内容】

保育園での花火指導や高齢者宅の防火点検などに参加する他、自己啓発として防火・防災について研修会 や救急救命講習などを受講します。

【現在のクラブ員】

仕事を持つ主婦を中心に17名(令和3年11月1日現在) 【申込方法】

予防課予防危険物係までお問合せください。

▶予防課 ☎23-4074

03 令和4年度児童クラブ・放課後 子ども教室の利用者募集

【対象】

市内の小学校に通う1~6年生までの 児童(児童クラブは保護者が就労などの 理由で昼間家庭にいない児童)

【申込期間】

2月10日(木)まで

【申込方法】

生涯学習課およびクラブ、教室で配布する申込書類 に必要事項を記入の上、生涯学習課、赤羽根市民セン ター、渥美支所市民生活課へ直接提出

【その他】

①定員を超えた場合は、学年の低い順または保護の困難性の高い順に参加を認めます。場合によっては、待機となることがあります。②詳しくは、令和3年12月下旬に小学校・保育園などで配布した応募要項をご覧ください。③夏休み期間の募集は、5月に改めてお知らせします。

▶ 生涯学習課 ☎23-3635

